

---

## **(2) 平成28年度点検結果について**

東京都の橋梁の点検結果(速報値)は、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)はなく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は136橋(12.1%)、また、判定区分Ⅱ(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は696橋(61.9%)。

<平成28年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	299	65	21	28	16	0
高速道路会社	333	89	14	67	8	0
東京都	1,340	86	15	64	7	0
市区町村	4,224	884	242	537	105	0
合計	6,196	1,124	292	696	136	0

※ H29.5月31日時点

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

東京都のトンネルの点検結果(速報値)は、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)はなく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は1本(7.1%)、また、判定区分Ⅱ(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は11本(78.6%)

<平成28年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	4	0	0	0	0	0
高速道路会社	77	14	2	11	1	0
東京都	68	0	0	0	0	0
市区町村	40	0	0	0	0	0
合計	189	14	2	11	1	0

※ H29.5月31日時点

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

東京都の道路附属物等の点検結果(速報値)は、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)はなく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は70施設(12.7%)、また、判定区分Ⅱ(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は201施設(36.4%)

<平成28年度管理者別点検結果(道路附属物等)> 道路附属物は、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識等。

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	516	122	33	42	47	0
高速道路会社	909	225	208	16	1	0
東京都	831	178	36	127	15	0
市区町村	234	27	4	16	7	0
合計	2,490	552	281	201	70	0

※ H29.5月31日時点

<判定区分表>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

## ■橋梁諸元

橋梁名	ケ化ノオハツミガワ	橋長(m)	391.8
	京浜大橋(海側)	全幅員(m)	11.5
距離程	自: 38.3 km + 27	設計荷重	TL - 20
	至: 38.7 km + 19	適用示方書	昭和55年
上部構造形式	単純非合成鈹桁橋, 3径間 連続鋼床版箱桁橋, 単純非 合成鈹桁橋	径間数	5
		架設年	1984
		塗装年	1984



橋梁全景写真

## ■損傷状況

床版(Uリブと横桁の溶接部)にき裂が見られる。



損傷部拡大(亀裂L=65mm)

点検結果: 判定区分Ⅲ(早期措置段階)

理由: 床版(Uリブと横桁の溶接部)に疲労が原因と推定される進行のおそれのあるき裂が見られるため、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態と判定した。

## ■ 橋梁諸元

橋梁名	セガワハシ	橋長(m)	17.2
	仙川橋	全幅員(m)	20.6
距離程	自: 19.6km + 30	設計荷重	TL-20
	至: 19.6km + 47	適用示方書	昭和31年
上部構造形式	単純非合成鉄桁橋	径間数	1
		架設年	1964
		塗装年	2002



橋梁全景写真

## ■ 損傷状況

車両通過時に主桁の鉛直変位があり、異常音が発生している。



損傷部拡大

点検結果: 判定区分Ⅲ(早期措置段階)

理由: 伸縮装置からの漏水等による沓座モルタル劣化による支承沈下が原因であると推定する。橋梁構造の安全性、部材の耐荷力が低下する懸念があるため、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態と判定した。



## ■橋梁諸元

橋梁名	ハムラセキホドウキョウ	橋長(m)	38.58
	羽村せき歩道橋	総幅員(m)	1.90
距離程	自:13.4km	適用基準	昭和40年 横断歩道橋 設計指針
	至:13.5km		
上部構造形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路部 中路式単純鋼 I 桁橋</li> <li>・階段部 中路式単純溝型鋼桁橋</li> </ul>	径間数	1
		架設年	1971
		塗装年	2011



橋梁全景写真

## ■損傷状況



床版に断面欠損を伴う腐食が見られる。



高欄に断面欠損を伴う腐食が見られる。

点検結果: 判定区分Ⅲ(早期措置段階)

理由: 床版、高欄、排水設備に断面欠損を伴う腐食が見られる。当て板補修、排水設備の交換等の補修が望ましい。

## ■橋梁諸元

橋梁名	シムカイバシ	径間数	2
	下向橋	橋下条件	河川
橋長	16.1 m	桁下高さ	4.1 m
幅員	3.0 m	設計荷重	TL-14
竣工年	昭和44年	適用示方書	昭和31年



橋梁全景写真

## ■損傷状況

床版の鉄筋露出



主桁・支承の腐食



点検結果：判定区分Ⅲ（早期措置段階）

理由：床版に鉄筋露出及び主桁と支承の腐食が激しく、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態と判定した。



## ■トンネル諸元

名称	友田トンネル
区間	内回り 青梅～日の出
延長	382m
供用時期	平成14年3月
今回点検時期	平成28年9月



## ■損傷状況

坑門(入口)アーチ部に浮きが見られる  
(H28年9月の点検).



### 点検結果: 判定区分Ⅲ(早期措置段階)

理由: 坑門アーチ増打ち部において、既設コンとの付着力低下に伴い、剥離が見られた。今後、第三者等被害に発展する可能性があり、早期(概ね2年以内)に措置を講ずべき状態と判定した。